

新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う 保育所等を利用する保護者の皆様へお願い

伊佐市役所 こども課

全国的に、新型コロナウイルスの変異株による感染が拡大してきており、4月23日付け4都府県に緊急事態宣言が発令されました。

感染防止対策の徹底については、保護者の皆様のご協力に心から感謝申し上げます。

これからゴールデンウィークを控え、感染拡大を防止するための一つの重要な時期となりますので、改めて次のことをお願いします。

**ゴールデンウィーク期間中
不要不急の往来は自粛をお願いします。**

4月23日付けで県知事からメッセージです。

緊急事態宣言の対象区域をはじめ、直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数が15人以上となる地域については、不要不急の往来は自粛していただくとともに、不要不急でない場合でも、慎重に判断していただくようお願いします。

その他の地域においても、移動の際には、基本的な感染防止対策を徹底してください。また、発熱等の症状がある場合は移動を控えて、きちんと診察・検査を受けてくださるようお願いいたします

知事が対象とした地域としまして、17都府県（東京都、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、沖縄県、宮城県、埼玉県、神奈川県、愛知県、滋賀県、岡山県、愛媛県、福岡県、佐賀県）となります。千葉県については、慎重な判断をとることです。

やむを得ず、緊急事態宣言発令地域（東京都、京都府、大阪府、兵庫県）を往来する場合は行動履歴の把握に努めてください。また、緊急事態宣言発令地域を含む感染が拡大している地域への往来をした場合は、一定期間の健康観察を行い、体調に変化があった場合は、保育園等の利用を控え、かかりつけ医等での受診をお願いします。

県内でも変異株ウイルスによる感染が確認されており、私たち一人ひとりの行動が地域を守ることに繋がります。

保護者の皆様におかれましては、ご不便をおかけしますが、乳幼児、保護者及び保育士等職員への感染防止のため、また、保育所等の運営を継続し、社会・経済活動を維持していくための緊急的な対応であることを御理解いただきますよう、よろしく願いいたします。

《お問い合わせ先》 伊佐市役所 こども課 子育て支援係 Tel.(0995) 23-1311 内線 1218